

平成22年第1回羅臼町議会臨時会（第1号）

平成22年5月27日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 議案第29号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第30号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第31号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 8 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
- 日程第13 報告第 6号 専決処分した事件の承認について
- 日程第14 議案第26号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第15 議案第27号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第16 議案第28号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
-

○出席議員（10名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	松 原 臣 君
	1番	湊 屋 稔 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		4番	小 野 哲 也 君
	5番	坂 本 志 郎 君		6番	鹿 又 政 義 君
	7番	佐 藤 晶 君		8番	山 下 崧 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	脇紀美夫君	副町長	鈴木日出男君
教育長	池田栄寿君	総務企画財政課長	寺澤哲也君
税務課長	野理幸文君	町民生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	渡辺憲爾君	保健福祉課長補佐	堺昇司君
地域包括ケア支援センター課長	斉藤健治君	環境管理課長	川端達也君
水産商工観光課長	石田順一君	建設水道課長	高橋力也君
建設水道課長補佐	石岡章君	学務課長	太田洋二君
社会教育課長	中田靖君	郷土資料室長	涌坂周一君
診療所事務長	工藤勝利君	診療所事務課長	対馬憲仁君

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長 久保田 誠 君 次 長 大沼良司君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成22年第1回羅臼町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、3番高島譲二君及び4番小野哲也君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元に保管しています。

次に、去る5月18日から19日に東京都において開催されました第35回町村会議長研修会に出席いたしました。資料は議長の手元に保管してあります。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第 4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） おはようございます。

本日、第1回羅臼町議会臨時会を開催いたしましたところ、全議員の御出席をいただきましたこと御礼を申し上げたいと存じます。

お許しをいただきましたので、行政報告3件させていただきます。

まず1件目は、国保診療所の医師招聘についてでございます。

本田前所長が4月18日付で退職し、後任の所長として、北広島病院前理事長であります。現在は、特別医療法人即仁会医業経営研究所所長であります竹内実内科医師74歳に着任いただき、4月19日より勤務していただいているところでございます。

竹内所長におかれましては、本年6月30日までの短期間ではありますが、先生の地域医療再生に対する熱い思いと羅臼町の医療の緊急事態に心を痛め、御決断をいただきましたことで、休診という最悪の事態が回避され安堵しているところでございます。この間、町民の皆様には大変な不安を与えたこと、また、近隣の医療機関を初めとする関係の皆様にも多大な御心配をおかけしましたことに対しまして、まことに申しわけなく存じております。

なお、7月1日からの後任医師招聘につきましては、このたび神奈川県大和市在住の内科医、手塚誠医師65歳に勤務いただけることになったところでございます。期間は、現在のところ平成22年7月1日から平成23年6月末までの1年間の予定でございます。

今後も当町の医療を担う常勤医師の複数化実現に向け、引き続き最大限の努力をしてみたいと存じます。

2件目は、羅臼110年等周年記念事業についてでございます。

これまで周知させていただいておりますが、ことしは、羅臼110年、町制施行50年、知床旅情誕生50周年、知床横断道路開通30周年、世界自然遺産登録5周年と、さまざまな節目を迎えた年であります。この記念すべき年を町民皆様と祝うため、昨年10月に、庁舎内に職員による記念事業プロジェクトを設置し、事業の検討を行い、町内各団体の方々と詳細打ち合わせを進めてまいりました。

また、世界自然遺産登録5周年及び知床旅情誕生50周年を斜里町と一緒に祝うため、3月23日に合同の事業実行委員会を設置したところであります。

今後の事業内容につきましては、先般5月10日の行政懇談会でも報告いたしました。羅臼町110年、町制施行50周年を多くの人に祝っていただくため、第49回知床開きの当日祭に、記念式典で開催することにしております。

また、各周年事業の内容につきましては、お手元に一覧表にしてございますので、後ほ

どお目通しいただきたいと存じます。

議員皆様を初め、町民皆様の御協力、そして参加をお願いしながら、記念すべきこの年を皆様と一緒に祝っていきたいと考えております。

3件目は、地域密着型介護老人福祉施設、小規模特別養護老人ホームの整備事業者の公募についてであります。

初めに、今日まで診療所改築計画につきまして、12回にわたり診療所建設特別委員会で検討を重ねていただき、御理解を賜りましたことにお礼を申し上げます。

これまでもお話をさせていただいてきましたが、改築予定の診療所に隣接して、民設民営による地域密着型介護老人福祉施設、小規模特別養護老人ホームの整備計画を予定しており、施設の整備事業者の公募に向けて整備を進めていたところであります。

地域密着型介護老人福祉施設については、平成23年度中の着工、24年度中の施設開所をめどに進めてもらう予定にしております。

なお、建設に当たっては、23年度までの時限措置であります北海道からの介護基盤緊急整備等特別対策事業費交付金の交付を予定しているところであります。

つきましては、公募に伴う受付事務、事業者説明、介護保険事業者選考委員会による事業者の選考を経ての事業者決定のスケジュールを考慮すると、早目の公募が望まれますので、準備が整い次第公募を開始することとしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、3件、行政報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第29号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の
選任につき同意を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第29号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 議案第29号、80ページをお願いいたします。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町礼文町369番地1。氏名につきましては、萬屋勝利氏でございます。生年月日は、昭和19年5月4日。任期につきましては、平成22年6月22日から平成25年6月21日までの3年間でございます。

萬屋勝利氏につきましては、現在も固定資産評価審査委員会委員として活躍いただい

おりまして、今後3年間さらに再任したいということでございますので、よろしく満堂の御賛同をいただきたいと思っております。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第29号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第29号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第6 議案第30号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の
選任につき同意を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第30号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 議案第30号、81ページでございます。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町礼文町169番地9。氏名につきましては、黒川正勝氏。生年月日は、昭和17年8月7日。任期につきましては、平成22年6月22日から平成25年6月21日までの3年間でございます。

黒川氏につきましては、現在も評価審査委員として活躍いただいているところでございまして、今後3年間さらに固定資産評価委員として選任したいということでございますので、議会の満堂の御賛同をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第30号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第31号 羅臼町固定資産評価審査委員会委員の
選任につき同意を求めることについて

○議長（村山修一君） 日程第7 議案第31号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） 議案第31号、82ページをお願いいたします。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

羅臼町固定資産評価審査委員会委員に、次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所につきましては、北海道目梨郡羅臼町幌萌町623番地62。氏名につきましては、大森安夫氏。生年月日は、昭和19年6月21日。任期につきましては、平成22年6月22日から平成25年6月21日までの3年間でございます。

大森安夫氏につきましては、現在も固定資産評価審査委員会委員として活躍いただいているところでございまして、今後3年間さらに委員として選任したいということでございますので、議会の満堂の御賛同を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第31号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 議案第31号羅臼町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第8 報告第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第8 報告第1号専決処分した事件の承認についてを議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいま上程されました報告第1号専決処分した事件の承認について、また、この後予定されております報告第2号から6号までの6件並びに議案第26号、27号、28号につきましては、それぞれ副町長以下担当職員をして説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成21年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、平成22年3月25日でございます。

平成21年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成21年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億1,521万円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。13款国庫支出金861万4,000円を追加し、3億2,519万8,000円。2項国庫補助金861万4,000円を追加し、2億6,724万1,000円。

17款1項基金繰入金361万4,000円を減額し、1億6,153万7,000円。補正額は500万円の追加でございます。

歳出でございます。

2款総務費500万円を追加し、8億9,294万6,000円。1項総務管理費500万円を追加し、8億5,191万3,000円。

歳出の合計500万円を追加し、39億1,521万円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。

歳入。13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金861万4,000円の追加でございます。これにつきましては、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金861万4,000円の追加交付によるものでございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金361万4,000円を減額するものでございます。8ページをお願いいたします。

歳出でございます。2款総務費1項総務管理費11目企画費500万円の追加でございます。地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の追加交付によりまして、22年3月の第1回定例会で6,338万6,000円の交付金をいただいて、補正をいただいたところでございますが、これの追加でございます。この補正につきましては、事業費全国を体育館及び公民館の維持補修に充当ということで、皆さんに御理解をいただいておりますので、この追加につきましても、その改修費に充てるということで計上をさせていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第1号専決処分した事件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 報告第1号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第9 報告第2号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第9 報告第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 10ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

11ページでございます。

専決処分書。

平成21年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、平成22年3月31日でございます。

平成21年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成21年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ729万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億791万8,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

第2条は、繰越明許費でございまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款地方譲与税155万5,000円を減額し、2,335万3,000円。1項地方揮発油譲与税376万7,000円を追加し、376万8,000円。2項自動車重量譲与税137万9,000円を減額し、1,699万6,000円。3項地方道路譲与税394万3,000円を減額し、258万9,000円。

3款1項利子割交付金15万1,000円を減額し、309万円。

4款1項配当割交付金48万3,000円を減額し、58万2,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金74万円を減額し、26万円。

6款1項地方消費税交付金480万3,000円を減額し、6,843万円。

7款1項自動車取得税交付金410万9,000円を減額し、472万3,000円。

8款1項地方特例交付金94万9,000円を追加し、594万9,000円。

9款1項地方交付税4,798万1,000円を追加し、19億215万円。

10款1項交通安全対策特別交付金6万7,000円を追加し、60万1,000円。

14款道支出金213万8,000円を減額し、2億280万5,000円。3項道委託金213万8,000円を減額し、1,989万1,000円。

16款1項寄附金1,036万6,000円を追加し、2,583万3,000円。

17款繰入金1項基金繰入金5,267万6,000円を減額し、1億886万1,000円。

歳入の合計729万2,000円を減額し、39億791万8,000円でございます。

歳出でございます。

2款総務費5,822万8,000円を追加し、9億5,117万4,000円。1項総務管理費6,036万6,000円を追加し、9億1,227万9,000円。4項選挙費213万8,000円を減額し、818万6,000円。

3款民生費4,880万7,000円を減額し、3億8,893万6,000円。1項社会福祉費4,880万7,000円を減額し、3億4,325万2,000円。

4款衛生費1,609万2,000円を減額し、5億2,440万8,000円。1項保健衛生費1,609万2,000円を減額し、2億523万5,000円。

8款教育費62万1,000円を減額し、3億370万4,000円。5項社会福祉費62万1,000円を減額し、2,432万9,000円。

歳出合計729万2,000円を減額し、39億791万8,000円でございます。

15ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

2款総務費1項総務管理費地域活性化経済危機対策臨時交付金事業3,899万4,000円。地域活性化・きめ細やかな臨時交付金事業7,700万円。7項防災費、防災行政無線管理事業588万6,000円。

3款民生費2項児童福祉費、児童手当等支給事業339万9,000円。

いずれも翌年度に繰り越して事業を執行するものでございます。

16ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。

2款地方譲与税1項1目地方揮発油譲与税376万7,000円の追加でございます。2項1目自動車重量譲与税137万9,000円の減額でございます。3項1目地方道路譲与税394万3,000円の減額でございます。

3款利子割交付金1項1目利子割交付金15万1,000円の減額でございます。

4款1項1目配当割交付金48万3,000円の減額でございます。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金74万円の減額でございます。

6款1項1目地方消費税交付金480万3,000円の減額でございます。

7款1項1目自動車取得税交付金410万9,000円の減額でございます。

8款1項1目地方特例交付金94万9,000円の追加でございます。

18ページをお願いいたします。9款1項1目地方交付税4,798万1,000円の追加でございます。

10款1項1目交通安全対策特別交付金6万7,000円の追加でございます。

いずれも、この款項目までにつきましては、国の交付金の決定に伴う補正でございます。

14款道支出金3項道委託金1目総務費道委託金213万8,000円の減額につきましては、海区漁業調整委員会選挙が定数を超えなかったために無投票となり、執行がなかったものの減額でございます。

16款1項寄附金1目総務費寄附金1,036万6,000円につきましては、それぞれ善意の指定寄附によるものでございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金5,267万6,000円につきましては、財源調整のために減額措置をとったものでございます。

20ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費6,036万6,000円の追加でございます。いずれも積立金でございます。財政調整基金に11万3,000円の指定寄附によるものの積み立てでございます。減債基金5,000万円の積み立てにつきましては、財政健全化を図るために積み立てるものでございます。知床まちづくり基金積立金につきましては、診療所建設に9件1,018万7,000円、知床保全に2件6万6,000円の、それぞれ善意によるところの積み立てでございます。

4項選挙費3目海区漁業調整委員会委員選挙費213万8,000円の減額につきましては、歳入で説明したとおりでございます。

22ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費7目特別会計繰出金4,880万7,000円の減額につきましては、国保会計の決算見込みによる減額でございます。それと、老人保健特別事業会計への繰り出し9万1,000円につきましては、国庫負担額の確定に伴うものの償還に伴って、ルール分の繰り出しでございます。

4款衛生費1項保健衛生費4目特別会計繰出金1,609万2,000円の減額につきましては、国民健康保険診療所の決算見込みによる減額でございます。

8款教育費5項社会教育費4目文化財保護調査費62万1,000円の減額につきましては、事業費の確定により減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第2号専決処分した事件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第10 報告第3号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第10 報告第3号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 24ページであります。

報告第3号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものです。

25ページをお願いします。

専決処分書。

平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日は、平成22年3月31日です。

平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成21年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ649万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,745万6,000円とするものであります。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとしております。

事項別明細書により説明いたします。

歳入から説明いたしますので、27ページをお願いします。

27ページ。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

3款国庫支出金、補正額649万2,000円、2億8,501万8,000円でございます。2項国庫補助金で649万2,000円の追加であります。1,614万5,000円であります。

6款道支出金2項道補助金で4,889万8,000円の追加であります。9,987万7,000円あります。

9款繰入金1項他会計繰入金で4,889万8,000円の減額であります。これにより6,018万8,000円あります。

歳入額の合計につきましては11億8,745万6,000円となるものであります。

歳出です。

10款諸支出金3項繰出金で649万2,000円の追加であります。これによりまして、歳出合計、649万2,000円の追加によりまして、11億8,745万6,000

円となるものであります。

続きまして、29ページ、歳入であります。

3款国庫補助金2項国庫補助金2目特別調整交付金で649万2,000円の追加であります。

6款道支出金2項道補助金1目第1号調整交付金で392万5,000円の追加であります。2目第2号調整交付金で4,497万3,000円の追加であります。いずれも交付金の額の確定によるものであります。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金で4,889万8,000円の減額であります。一般会計からの財政安定化支援事業費繰入金を減額するものであります。

31ページ、歳出です。

3款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養費につきましては、財源内訳の変更であります。5項共同事業拠出金1目共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましても財源内訳の変更であります。

8款後期高齢者支援金等1項後期高齢者支援金等1目後期高齢者支援金につきましても財源内訳の変更でございます。

10款諸支出金3項1目繰出金649万2,000円の追加であります。国保診療所への繰出金であります。

なお、今回、専決処分させていただいた補正予算につきましては、5月21日に開催されました国保運営協議会に報告し、承認されましたことを申し添えます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第3号専決処分した事件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 報告第3号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第11 報告第4号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第11 報告第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 報告第4号、33ページであります。

専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものです。

34ページです。

専決処分書。

平成21年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日は、平成22年3月31日であります。

平成21年度目梨郡羅臼町老人保健事業特別会計補正予算。

平成21年度目梨郡羅臼町の老人保健事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ201万3,000円とするものです。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしております。

36ページ。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入。

4款繰入金1項一般会計繰入金9万1,000円で、136万5,000円となるものです。

歳入合計につきましては201万3,000円であります。

歳出。

3款諸支出金、補正額9万1,000円により80万5,000円。1項償還金9万1,000円で、80万5,000円。

歳出合計201万3,000円であります。

38ページです。

歳入です。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金で9万1,000円の追加です。国庫負担金等の返還金につきまして、一般会計に求めたものでございます。

続きまして、40ページ。

歳出です。

3款諸支出金1項1目償還金で9万1,000円の増額であります。国庫負担金等への返還金でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第4号専決処分した事件は承認することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第12 報告第5号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第12 報告第5号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

診療所事務長。

○診療所事務長（工藤勝利君） 議案の42ページをお願いいたします。

報告第5号専決処分した事件の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものでございます。

43ページをお願いいたします。

専決処分書。

平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、平成22年3月31日でございます。

平成21年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算でございます。

平成21年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ960万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,146万1,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

45ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金960万円を減額し、9,357万3,000円。

歳入合計960万円を減額し、2億6,146万1,000円となるものでございます。

46ページ、歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費490万円を減額し、5,492万4,000円。

2款1項医業費470万円を減額し、8,583万1,000円。

歳出合計960万円を減額し、2億6,146万1,000円となるものでございます。

47ページ。事項別明細書の御説明を申し上げます。

歳入。

4款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金から1,609万2,000円を減額するものでございます。今般の補正予算に伴います財源調整による減額でございます。2目国民健康保険事業特別会計繰入金に649万2,000円を追加するものでございます。国民健康保険事業におきまして、特別調整交付金の交付が認められたため増額するものでございます。

49ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費から490万円を減額するものでございます。診療所施設管理運営に要する経費のうち、燃料費につきましては、経費の節減等により100万円、それから、修繕料につきましては、医療機器等の修繕料の減少による390万円の減額、それぞれ減額でございます。

2款1項医業費2目医業諸費から470万円を減額するものでございます。医業業務に要する経費のうち、委託料につきましては、常勤2名体制が1名体制となり、患者数が減少したことなどから、写真廃液処理事務委託料50万円、廃棄物処理業務委託料70万円、検査委託業務委託料350万円をそれぞれ減額するものでございます。

なお、この補正予算につきましては、5月21日開催の第2回国保運営協議会に報告し、原案のとおり承認をいただいておりますことを御報告させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第5号専決処分した事件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 報告第5号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第13 報告第6号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第13 報告第6号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の51ページをお願いいたします。

報告第6号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

専決処分書。

平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、平成22年4月1日でございます。

平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,227万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,677万7,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

54ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款道支出金927万9,000円を追加し、1億4,105万8,000円。2項道補助金927万9,000円を追加し、5,751万9,000円。

17款繰入金1項基金繰入金300万円を追加し、368万2,000円。

歳入の合計は1,227万9,000円を追加し、34億8,677万7,000円でございます。

歳出でございます。

2款総務費300万円を追加し、6億7,339万3,000円。1項総務管理費300万円を追加し、6億4,092万4,000円。

6款1項商工費927万9,000円を追加し、9,990万7,000円。

歳出の合計1,227万9,000円を追加し、34億8,677万7,000円でございます。

56ページをお願いいたします。

事項別明細書でございます。

14款道支出金2項道補助金5目商工費道補助金927万9,000円の追加につきましては、緊急雇用創出事業の補助金の確定によるものでございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金300万円の追加につきましては、財源調整のために求めているものでございます。

58ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費300万円の追加につきましては、診療所の医師等の送迎に伴う移動手段として、車両運行の年間業務委託を今般、羅臼ハイヤーと契約をしたところでございます。

6款商工費1項商工費2目商工振興費927万9,000円の追加につきましては、緊急雇用創出事業の拡充でございまして、介護従事者の就業促進を図ることから、町内の2業者3人の雇用創出を生むものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、報告第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第6号専決処分した事件は承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 報告第6号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

ここで、11時5分まで休憩します。11時5分再開します。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第14 議案第26号 平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正
予算

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第26号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の60ページをお願いいたします。

議案第26号平成22年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成22年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億8,706万3,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

13款国庫支出金8万7,000円を追加し、1億3,244万円。2項国庫補助金8万7,000円を追加し、1,434万2,000円。

17款繰入金1項基金繰入金19万9,000円を追加し、388万1,000円。歳入合計28万6,000円を追加し、34億8,706万3,000円であります。

歳出でございます。

2款総務費28万6,000円を追加し、6億7,367万9,000円。1項総務管理費28万6,000円を追加し、6億4,121万円。

歳出合計28万6,000円を追加し、34億8,706万3,000円となるものでございます。

63ページ。事項別明細書でございます。

歳入。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金8万7,000円の追加でございます。投票人名簿システム構築交付金、国からの交付金でございます。

17款繰入金1項1目基金繰入金19万9,000円を追加でございます。財源調整のため求めているものでございます。

65ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費1項総務管理費10目財産管理費19万9,000円の追加でございます。町有建物であります水産加工残渣堆肥処理施設の保険に加入している共済金の基準率の変更に伴う分担金の増額でございます。これまで鉄骨づくりの耐火構造としておりましたものを簡易防火構造変更による増でございます。16目電子計算費8万7,000円の追

加でございます。投票人名簿システム構築負担金 8 万 7, 0 0 0 円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第 2 6 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第 2 6 号一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第 1 4 議案第 2 6 号平成 2 2 年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 2 7 号 羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第 1 5 議案第 2 7 号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

なお、説明に当たっては、各常任委員会において詳しく説明されていますので、簡略に説明を願います。

税務課長。

○税務課長（野理幸文君） 6 7 ページをお願いいたします。

議案第 2 7 号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

6 8 ページをお願いいたします。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

ここで、改正理由を申し上げます。

今回の改正案につきましては、本年 3 月 3 1 日公布となりました地方税法等の一部を改正する法律などの施行に伴い、羅臼町町税条例のそれぞれ関連する条項等の改正並びに条文の整理を行うものでございます。

改正文は、6 8 ページから 7 5 ページまでございますが、別冊としてお手元に配付しております羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料により御説明申し上げます。

なお、別に参考資料としまして、新旧対照表もございますが、改正条項ごとの詳細な説明は割愛をさせていただき、資料の主な改正項目について御説明申し上げますので、特段

の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、別冊説明資料1ページをお開き願います。

羅臼町町税条例の一部を改正する条例、改正要旨でございます。

平成22年度の税制改正において、税制全般にわたる改革への取り組みや改正が行われたことに伴い、町税条例の主な改正要旨4点について御説明申し上げます。

表の1番をごらんください。個人の町民税に係る給与所得者・公的年金等受給者の扶養親族申告書についてであります。

改正内容は、地方税法の扶養控除見直しに伴い、年少扶養親族に関する情報を今後も必要とするため、給与所得者の扶養控除等申告書及び公的年金等の受給者の扶養親族等申告書など、所要の整備を行うものでございます。

この改正は、平成23年1月1日から適用となるものでございます。

次に、2番、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収についてであります。

改正内容は、65歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割額の徴収方法の変更でございまして、給与所得に係る所得割額及び均等割額に年金分の税額を合算し、給与から特別徴収の方法により徴収することができるようにするものでございます。

この改正は、平成22年4月1日から適用となるものでございます。

次に、3番、たばこ税の税率引き上げについてであります。

国と地方を合わせて、1本当たり3円50銭の引き上げとなります。町たばこ税の税率ですが、旧3級品以外の製造たばこでは、現行の1,000本につき3,298円を4,618円に引き上げ、旧3級品の製造たばこにつきましては、現行の1,000本につき1,564円を2,190円に引き上げるものでございます。

この改正は、平成22年10月1日から適用となるものでございます。

2ページをお願いいたします。

4番、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例についてであります。

改正内容は、非課税口座内の少額上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額と、それ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算するものでありまして、平成24年から実施される上場株式等に係る税率の20%、本則税率化にあわせて非課税措置を創設するものでございます。

なお、この非課税措置は、平成25年度以後の年度分について適用となるものでございます。

以上、羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定についての主な改正要旨につきまして御説明申し上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第27号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第27号町税条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第15 議案第27号羅臼町町税条例の一部を改正する条例制定につきましては、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第28号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第16 議案第28号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

説明については、簡略にお願いいたします。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺憲爾君） 76ページをお願いします。

議案第28号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

今回の改正条例につきましては、国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金の算定に関する政令の一部を改正する政令が、平成22年3月31日公布、4月1日施行されたことによるもので、この改正により賦課限度額の見直しがされたこと。また、国保税の減額措置に係る基準について、応益割合の基準を廃止する措置がされたことから税率の改正等を行うもであります。

改正の内容及びそれに伴う影響等につきましては、各常任委員会において御説明させていただきますので、省略させていただきます、改正条例により御提案いたします。

77ページをお願いします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものであります。

第2条第2項中、「47万円」を「50万円」に、同条第3項中、「12万円」を「13万円」に改める。

第3条中、「100分の7」を「100分の8」に改める。

第4条、「3万5,000円」を「3万2,000円」に改める。

第5条中、「4万円」を「3万4,000円」に、「2万円」を「1万7,000円」に改める。

第6条中、「100分の3」を「100分の2.5」に改める。

第7条中、「5,000円」を「6,000円」に改める。第7条2中、「1万円」を「7,000円」に、「5,000円」を「3,500円」に改める。

第8条中、「100分の1」を「100分の1.3」に改める。

第9条中、「7,000円」を「8,000円」に改める。第9条の2中、「6,000円」を「7,000円」に改める。

第23条中、「47万円」を「50万円」に、「12万円」を「13万円」に、法第314条の2第2項に掲げる金額を33万円に改める。

同条の1号につきましては、基準額から7割を減額する軽減世帯であります。ア、イ、ウ、エ、オ、カとそれぞれ減額する額を定めており、今回、基準となる額が変わったことにより改正となるものであります。

同条の2号につきましては、5割を軽減する軽減世帯であります。

同条3号につきましては、2割を減額とする軽減世帯であります。

いずれも基準となる額が変わったことにより改正となるものであります。

続きまして、第23条の次に次の1条を加える。第23条の2、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例であります。この条文内容につきましては、国民健康保険の被保険者が倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給者に対します特例措置を定めたものでございます。

次に、第24条の次に次の1条を加える。第24条の2、特例対象被保険者等に係る申告であります。この条文につきましては、前条の特例措置のために離職理由、その他の事項を記載した申告書を提出すること。また、対象者であることの実を証明する書類を提出することを求めたものでございます。

第26条につきましては、国民健康保険税の減免であります。災害等により生活が著しく困難になった者等に国保税を減免していた期間を2年間としていたものを、当分の間に改正するものであります。

附則13項と附則14項につきましては、租税条約という法律がありますが、租税条約の後に「等」の文言が追加されたものでございます。

附則といたしまして、第1条は、施行期日です。この条例は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、附則第13項及び附則第14項の改正規定につきましては、平成22年6月1日から施行するものです。

第2条は、適用区分です。改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものでございます。

以上でございます。

なお、本改正案につきましては、5月21日に開催されました羅臼町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり答申されましたので御報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

5番坂本志郎君。

○5番（坂本志郎君） 保険税条例の一部改正に関連して、町長に1点お伺いをしたいと思います。

この改正によって、改正の主な理由は、今、説明がありましたが、課税限度額の変更と応益応能負担の割合の変更ということがかぎになっているのかなと思うのですが、結果として、約6割から7割、7割弱の世帯が、最大で約1万円から引き下がるということで、町民にとっては非常にいい変更だというふうに、まずこれを評価をしたいというふうに思います。

どちらにしても、このくらい下がったということは非常に評価すべきことなのですが、どちらにしても、国保税の負担が重く町民にのしかかっているという事実はなかなかまだ変わらないということも認識をしなければいけない。

その主要な原因は、これも私は何度も言っていますが、国庫負担、国の負担が過去5割あったものが、現在は25%まで下がっているということによって、地方自治体が非常に、これは全国的にそうなのですが、非常に高い国保税の負担をしなければならないということになっていると思うのです。

その上で、国保税の特会の予算の概要の中に、実は、歳入で繰越金約3,280万円くらい組まれております。これに関して、常任委員会でも私言ったのですが、町長いらっしやらなかったもので、この場で申し上げますが、過去5年なり7年なりの国保税の負担額を時系列で見ますと、非常に上下があります。

これは、言いかえると、高くなったと思ったら少し安くなって、また上がるということで、税金がこんなに大きく変動するというのは、これまた、負担するほうにしてみれば大変厳しいものがある。安定をしていないということです。これは、これを防ぐために、実は、どの自治体でも基金を設けて、これをカバーをしているわけです。

羅臼町の国保会計の基金は、この間、質問したら200万円とかというような、たしかそんな話でしたか、200万円くらいというようなことでしたが、これはないにひとしいというふうに思います。

実は、今申し上げた繰越金について、やはり正常な国保会計を維持するというためには、一定の基金を確保するという事は、これは避けて通れない。ただし、基金が膨大にあって、国保税が高いと、これまた、逆転の発想で、これは違います。しかし、我が町は、その基金がほとんどないという状況で、これも異常事態であります。

そういう意味では、こういう繰越金の中から一定の割合で、これは目標はもちろん立て

なければいけませんけれども、毎年毎年この基金の積み立てをして、国保会計の安定化を図ることを政策化すべきであるというふうに私は考えておりますが、町長のお考えをお伺いしたい。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（脇 紀美夫君） ただいまの御質問であります。総論的には、そのとおりだというふうに思っております。この22年度の予算を編成するに当たって、当初でもってそういう税負担というようなことをできるだけ軽減したいというような思いの中で、3,000万円ということの基金の、一般会計の繰り入れをさせていただきました。これは、国保加入者は、全町民が加入しているわけではないという状況の中で、一般財源をそこに投入したわけでありますから、その辺はひとつ御理解をいただければというふうに思っているところでございますけれども、いずれにしても、今、御指摘のあった国保の運営を円滑に進めていくためには、しかも毎年度毎年度、税率を改正するとか、あるいは税金の負担が増減するというのではなくて、当然、医療費の増減はあったにしても、その結果として剰余金が出ると。あるいは、本来であれば、理想的には、当初予算でもって一定の積み立てもできれば、それにこしたことはないという中で、安定的な運営をするためには、当然、財政調整基金が必要であろうということは、以前から私も思っていたところでありますけれども、結果として、なかなか一般会計も繰り入れもできないというような状況の中で、税負担を求めざるを得なかったというところも一つあるわけでございます。

今、御案内のとおり、会計決算自体が連結決算というシステムにもなりましたし、そういうことも踏まえながら、財政調整基金ということはある程度政策的にという御提言でございます。十分その点の御質問を受けながら、私としてもそういう方向の中で、今後、財政調整基金ということを、どの金額が妥当なのかということはいろいろあろうかと思いませんけれども、少なくとも、理想的には予算規模の1割程度は必要であろうとなれば、1億円程度ということになるわけでありますけれども、これだけあれば、何とかそういう医療費の増減、あるいは税負担の均衡化というか、平準化というか、そういうところに対応できるのかなというふうに思っておりますので、そういう姿勢で今後運営してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上であります。

○議長（村山修一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第28号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第28号国保税条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第16 議案第28号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきましては、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第1回羅臼町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

午前11時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員